

入会規程（正会員）

（目的）

第1条 一般社団法人大阪ビルメンテナンス協会（以下「協会」という。）への入会の資格、条件、審査および手続は、この規程の定めるところによる。

（入会の資格等）

第2条 協会に正会員（定款第5条に定める会員をいう。以下同じ。）として入会することを希望する法人または個人（以下「入会希望者」という。）は、次の各号に掲げる資格および条件をすべて満たしていなければならない。

- ① 定款第5条第2項または定款施行細則第1条第1項の規定に適合すること。
- ② 建築物およびその関連施設を対象として、清掃、保守、機器の運転、警備等の業務を現に営んでいること。
（注）「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（以下「建築物衛生法」という。）第12条の2第1項第1号から第8号までに定める事業のうち1以上の事業について、都道府県知事にその登録をしていること（登録の申請中またはその準備中で近く登録の見込みがある場合を含む。）を要する。
- ③ 労働保険の保険料を適正に申告し、納付していること。
- ④ 真摯な業務の運営を通じて業界全般の信用を高める意欲を持っていること。
- ⑤ 協会の会員として、協会の活動に協力する意欲を持っていること。

（入会の申込）

第3条 入会希望者は、協会正会員2名（うち1名は協会の役員であることを要する。）の推薦に基づき、次の各項に掲げる書類（以下「添付書類」という。）を添付のうえ、協会所定の入会申込書を協会の会長あてに提出しなければならない。

- (1) 会社登記簿謄本（個人の場合は、代表者の住民票および最近の事業税納税証明書）
- (2) 事業経歴書
- (3) 労働保険概算確定保険料申告書
- (4) 建築物衛生法第12条の2第1項第1号から第8号までに定める事業のうち、都道府県知事に登録している事業の登録証明書（写し。登録している者に限る。）
- (5) 警備業認定書（写し。警備業を営む者に限る。）
- (6) 誓約書（協会所定のものに限る。）

- (7) 協会正会員2名（うち1名は協会の役員であることを要する。）の推薦状
- (8) その他協会の理事会が必要と認めた書類

（理事会の承認）

第4条 協会の理事会は、次の方法により、入会希望者が第2条に定める入会の資格および条件を満たしているか否かを確認した後、入会の是非について審議したうえで、その入会を承認するものとする。

- (1) 入会希望者から提出された入会申込書および添付書類の審査
- (2) 当該入会希望者を推薦した協会役員からの推薦理由の聴取等

2 協会の理事会は、前項第1号の審査を総務友好委員会に委ねることができる。この場合、総務友好委員会は、入会希望者から提出された入会申込書および添付書類を審査することによるほか、入会希望者の代表者またはその代理人および当該入会希望者を推薦した正会員に説明を求めることなどにより、それらが適正であり、かつ事実と相違ないことを確認しなければならない。

（入会金、会費等の納付）

第5条 入会の承認を得た者は、入会の承認後速やかに定款施行細則第2条に定める入会金、協力金および会費の3ヶ月分ならびにその他協会が定める会費の3ヶ月分（以下「入会金等」という。）を協会に納付しなければならない。

（入会の効力）

第6条 入会の効力は、入会の承認を得た者が前条に定める入会金等を納付した日に生ずる。

附則

- 1. この規程は、平成6年8月1日から施行する。
- 2. 平成7年4月7日改正
- 3. 平成21年7月1日改正
- 4. 2021年3月31日改正